

公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会規程

制 定 平成18年10月24日和医大規程第182号

最終改正 令和3年3月29日和医大規程第124号

(設置)

第1条 公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「本法人」という。）における教育活動、研究活動、医療活動、業務運営、財務等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）並びに外部評価等の実施に関し、必要な事項を行うため、本法人に評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に定める自己点検・評価に関し必要なこと。
- (2) 学校教育法第109条第2項及び第3項に定める認証評価に関し必要なこと。
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する県公立大学法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価に関し必要なこと。
- (4) その他評価に関すること

2 委員会は、前項により実施した結果を、教育研究審議会及び経営審議会の審議を経て理事長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事
- (2) 保健看護学部長
- (3) 薬学部長
- (4) 地域・国際貢献推進本部長
- (5) 産官学連携推進本部長
- (6) 学生部長
- (7) 入試センター長
- (8) 図書館長
- (9) 教育研究開発センター長
- (10) 附属病院紀北分院長
- (11) 保健看護学部及び薬学部の教授 各2名
- (12) 事務局次長

2 前項第11号の教授については、保健看護学部及び薬学部の教授会の推薦により、理事長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第11号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は第3条第1項第1号の委員のうちから教育・研究担当の理事をもって充て、副委員長は委員会の議を経て委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部会)

第6条 委員会に専門的に調査及び評価するため、次の各号の部会を置くことができるものとし、学内委員会等をもって充てることができる。

- (1) 医学部部会
- (2) 保健看護学部部会
- (3) 薬学部部会
- (4) 大学院部会
- (5) 附属病院部会
- (6) 地域貢献部会
- (7) その他委員会が特に必要と認める部会

2 部会は、調査及び評価した結果を委員長に報告するものとする。

3 部会員は、委員会の議を経て委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、委員会の議を経て委員長が指名する。

5 部会長は、必要のつど部会を招集し、議長となる。

6 部会長に事故がある時は、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代行する。

7 部会は、必要と認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の運営)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員会の議を経て委員以外の者を委員会に出席させることができる。

5 委員長は、第2条の各号に掲げる業務を円滑に進めるために必要と認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画課において行う。

2 前項の規定にかかわらず、部会の事務は、学内委員会の庶務を所管する所属又は当該部会が実施する評価の項目を所管する所属において処理し、ワーキンググループの庶務は、ワーキンググループにおいて行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年10月24日から施行する。

2 和歌山県立医科大学自己点検・評価委員会規定(平成5年10月5日和医大規定第7号)は廃止する。

3 和歌山県立医科大学医学部自己点検・評価委員会規程(平成16年4月1日和医大規程第75号)は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。